

## 第2章 計画推進のための施策の策定

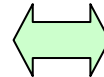
### 1. 施策方針と目標

#### (1) 保全すべき緑地の確保の方針

##### 1) 施策の目標

###### 施策の目標

- 貴重な歴史的遺産と融合した緑地の保全を進めます。
- 豊かな自然環境を保全し、生物多様性の確保に配慮した健全な生態系を維持します。
- 美しい自然景観を保全し、風格ある都市景観を形成します。
- 緑地の適正な保全により、都市の環境調節機能や防災機能を維持します。




###### リーディング・プロジェクト

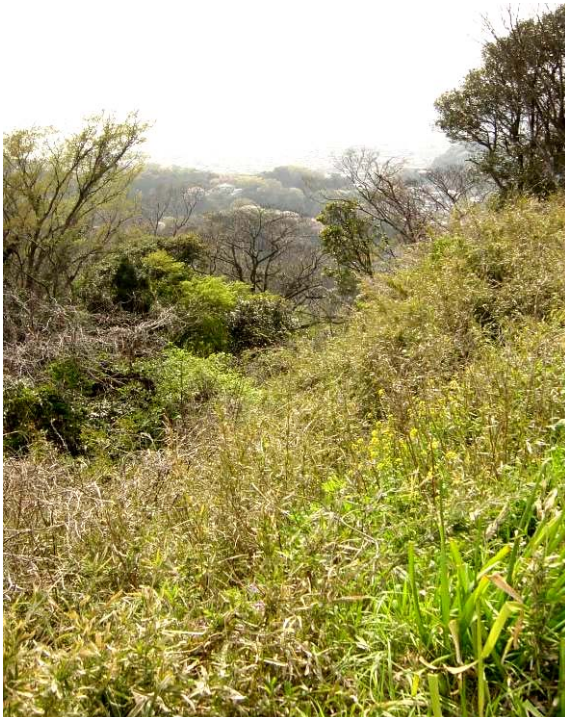
鎌倉市の都市環境を支える  
緑地の一体的な確保

未来に誇れる価値ある  
緑地の創造

緑豊かな市街地環境をつくる  
緑のネットワークの形成

 は、リーディング・プロジェクトとの関連を表しています。

##### ■緑地の適正な保全（衣張山からの由比ガ浜・稲村ガ崎）



都市の環境調節機能や防災機能を維持します。

##### ■豊かな自然環境の保全 （セグロセキレイ（前）とキセキレイ（後））



生物多様性の確保に配慮した健全な生態系を維持します。

##### ■自然景観の保全（小動岬）



美しい自然景観を保全し、風格ある都市景観を形成します。

2) 施策の体系

樹林地等	法制度の指定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史的風土保存区域、同特別保存地区の指定（継続）（80）</li> <li>・ 近郊緑地保全区域、同特別保全地区の指定（継続）（80）</li> <li>・ 風致地区の指定（継続）（80）</li> <li>・ 特別緑地保全地区の指定（継続）（80）</li> <li>・ 保安林の指定（継続）（80）</li> <li>・ 自然環境保全地域の指定（継続）（81）</li> <li>・ 文化財の指定（継続）（81）</li> <li>・ 地域森林計画の対象とする森林の指定（継続）（81）</li> <li>・ 緑地保全地域の指定（検討）（87）</li> </ul>	
	都市公園としての保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市公園の整備（継続）（81）</li> </ul>	
	土地の買入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史的風土特別保存地区等での買入れの申し出に基づく土地の買入れ（継続）（82）</li> <li>・ 緑地管理機構による土地の買入れ（継続）（82）</li> <li>・ 緑地保全基金による土地の買入れ（継続）（84）</li> </ul>	
	緑地の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑地寄付の受入れ体制の整備（新規）（86）</li> </ul>	
	地区計画による緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区計画等緑地保全条例の制定（検討）（87）</li> </ul>	
	契約・協定による緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理協定の締結（検討）（87）</li> <li>・ 市民緑地契約の締結（継続）（82）</li> <li>・ 緑地協定の締結（継続）（96）</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>保全配慮地区の 設定（新規）（83）</b> </div>
	条例等による保全・誘導・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑地保全契約の締結（継続）（84）</li> <li>・ 保存樹林・樹木の指定（継続）（84）</li> <li>・ 緑地使用契約の締結（継続）（84）</li> <li>・ <b>緑地保全推進地区の指定（継続）（85）</b></li> </ul>	
	市民運動との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トラスト運動との連携（継続）（86）</li> <li>・ 緑地愛護会（検討）（104）</li> </ul>	
	樹林の維持管理への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹林管理事業の推進（継続）（85）</li> <li>・ 緑地の管理指針の作成（新規）（86）</li> <li>・ 緑地管理の広域的対応の充実（新規）（86）</li> </ul>	
	緑地保全財源の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑地保全基金の充実（継続）（85）</li> </ul>	
世界遺産への登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界遺産への登録（継続）（86）</li> </ul>		
海 浜	法制度の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風致地区の指定（継続）（80）</li> <li>・ 文化財の指定（継続）（81）</li> </ul>	
	施設緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市公園の整備（継続）（81）</li> </ul>	
農 地	法制度の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農用地区域の指定（継続）（82）</li> <li>・ 生産緑地地区の指定（継続）（83）</li> </ul>	
	農地の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民農園の整備（継続）（82）</li> </ul>	

※（継続）は、これまでのものを継続する施策です。  
 ※（新規）は、新たに実施に向けた取り組みを進める施策です。  
 ※（検討）は、実現性などを考慮して取り組みを検討する施策です。  
 ※ **太字** は、リーディング・プロジェクトの主な施策です。  
 ※（ ）は、「施策の方針」の説明ページ

### 3) 施策の方針

#### ①法令に基づく施策

歴史的風土保存区域・同特別保存地区の指定（継続）※特定地区の方針に関する説明は110～113頁です。	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づき、歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区を指定し、国民的遺産である古都鎌倉の歴史的風土を一体的に保存・継承するものです。</li> </ul> <p>（実績）・歴史的風土保存区域は、平成12年3月の指定拡大（約33.0ha）で目標を達成。 ・歴史的風土特別保存地区は、平成15年10月に指定拡大（約3.0ha）。</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の歴史的風土特別保存地区以外の歴史的風土保存区域の樹林地部分の指定拡大を要請します。</li> <li>・新たに歴史的に重要な文化的資産が発見され、周囲の自然的環境と一体となった歴史的風土の保存が必要となるなどの場合は、歴史的風土保存区域の指定を働きかけます。</li> </ul>

近郊緑地保全区域、同特別保全地区の指定（継続）※特定地区の方針に関する説明は114～115頁です。	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏近郊緑地保全法に基づき、近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区を指定し、鎌倉市の良好な都市環境の形成に重要な役割を果たすとともに、首都圏の緑地系統を構成する丘陵の緑地を広域的な観点から保全するものです。</li> </ul> <p>（実績）・平成12年4月、近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の指定候補地1箇所（岩瀬地区）を、法適用までのつなぎ策として緑地保全推進地区（約15.62ha）に指定。 ・特別保全地区指定に向けた自然環境調査をボランティアの方々の協力を得て実施。</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県との連携により、現行近郊緑地保全区域内のまとまりある樹林地の近郊緑地特別保全地区の指定を進めます。</li> <li>・国・県の岩瀬地区の近郊緑地保全区域の指定の取り組みに協力するとともに、同地区の近郊緑地特別保全地区の指定を要請します。</li> </ul>

風致地区の指定（継続）※特定地区の方針に関する説明は122頁です。	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法および神奈川県風致地区条例に基づき、風致地区を指定し、風格ある鎌倉市の風致を構成する市街地背後の丘陵や、材木座海岸から腰越海岸に至る海浜の自然的景観を、鎌倉らしさを特色付ける優れた景観資源として一体的に保全するものです。</li> </ul> <p>（実績）・平成14年4月に指定拡大（約9.0ha）。</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行指定区域につながる丘陵の樹林地（近郊緑地保全区域の拡大区域、特別緑地保全地区の指定地、台峯緑地の一部、約183.9ha）の指定拡大に努めます。</li> </ul>

特別緑地保全地区の指定（継続）※特定地区の方針に関する説明は116～119頁です。	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市緑地法に基づき、特別緑地保全地区を指定し、都市における良好な自然環境となる緑地において建築行為などの一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。</li> </ul> <p>（実績）・平成14年4月、15年6月に合計4地区（約10.1ha）を指定。 ・平成17年9月、常盤山特別緑地保全地区（約18ha）を指定。</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10ha以上の規模を有する指定候補地は、県による特別緑地保全地区の指定を要請します。</li> <li>・特別緑地保全地区の指定候補地の、指定に向けた取り組みを進めます。</li> </ul>

保安林の指定（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林法に基づく保安林の指定により、都市の自然的環境の基盤をなし、土砂の流出防止や風致の保持等に重要な役割を果たしている丘陵の樹林地を保全するものです。</li> </ul> <p>（実績）・土砂流出防備、土砂崩壊防備、潮害防備、保健、風致保安林の約170haを指定。（平成18年3月現在）</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き保安林の指定拡大を要請し、県との連携により適切な保全を図るとともに、保安林の目的達成のための治山事業の推進を要請します。</li> </ul>

自然環境保全地域の指定（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境保全法、神奈川県自然環境保全条例に基づく、自然環境保全地域を指定し、良好な自然的環境を保全するものです。</li> </ul> <p>（実績）・今泉北自然環境保全地域（約17.9ha）を指定。</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、今泉北自然環境保全地域について、県との連携により適切な保全を図ります。</li> </ul>

文化財の指定（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保護法などに基づく、史跡、名勝、天然記念物の文化財指定により、国民共有の財産である古都鎌倉の歴史的遺産を保護して次代に継承するものです。</li> </ul> <p>（実績）・国指定史跡4件（東勝寺跡、法華堂跡、鎌倉大仏殿跡、荏柄天神社境内）を新たに指定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国指定史跡朝夷奈切通を追加指定。</li> <li>市指定天然記念物2件を新たに指定。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、指定の継続を図ります。</li> </ul>

■国指定史跡（永福寺跡）周辺の緑

国民共有の財産である古都鎌倉の歴史的遺産を次代に継承します。



地域森林計画の対象とする森林の指定（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林資源の保護・育成を目的として、森林法に基づき策定された地域森林計画において指定されている森林について、市が森林整備計画を作成し、森林の転用や伐採に対する行為の制限などを行うものです。</li> </ul> <p>（実績）・平成15年4月鎌倉市森林整備計画書作成。</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、適正な運用を行います。</li> </ul>

都市公園の整備（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法に基づき、豊かな自然環境を有する樹林地や、歴史的文化遺産等を都市公園として保全・活用・整備することにより、良好な自然的環境や優れた歴史的環境を保全するものです。</li> </ul> <p>（実績）・開発に伴う緑地（16箇所、約3.18ha）を市へ移管。（平成8年度以降の実績）</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性の確保をはじめとする自然的環境と、景観法に基づく景観計画に配慮した整備を行います。</li> <li>池沼のある公園緑地では、その環境保全に努めます。</li> <li>鎌倉中央公園拡大区域（台峯）は、策定した基本構想に基づき、風致公園の拡大区域とする部分と保全配慮地区に位置付けて、緑地保全に取り組みます。</li> <li>都市公園以外の市有緑地を、その他の施設緑地として位置付けます。</li> <li>野村総研跡地の緑地部分を、その他の施設緑地として位置付けます。</li> <li>維持管理に伴う間伐材などは、今後も、堆肥化を進めるとともに、間伐材の有効利用を進めます。</li> </ul>

歴史的風土特別保存地区等での買入れの申し出に基づく土地の買入れ（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区及び特別緑地保全地区内については、建築物の建築等の行為の許可を受けることができず、当該土地を買入れるべき旨の申し出があった場合に土地の買入れを行い、これらの優れた自然的環境を有する土地の公有地化を図るものです。</li> </ul> <p>（実績）・神奈川県内の歴史的風土特別保存地区内の土地の買入れ総面積は約 96.4ha。（平成 18 年 3 月現在）</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、県との連携による事務を行います。</li> </ul>

緑地管理機構による土地の買入れ（継続）※1	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来的に、公的な緑化推進団体である都市緑地法に基づく緑地管理機構の育成を図り、市指定の特別緑地保全地区指定地や市民緑地契約の締結地内での土地の買入れや管理を行って、良好な樹林地を確保するものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、公的な緑化推進団体である緑地管理機構の育成を図ります。</li> </ul>

市民緑地契約の締結（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市緑地法に基づき、市街化区域内やその周囲に分布する緑地のうち、散策や自然観察などに適した要件を持つ緑地に対して市民緑地契約を締結し、良好な樹林地等の保全を図るとともに、身近な自然とのふれあいの場を確保するものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策進捗状況などを踏まえて、法指定をめざす緑地や保全配慮地区での活用、また法指定前の緑地保全の緊急対応策としての活用を検討します。</li> </ul>

市民農園の整備（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律に基づき、土とのふれあいを通して市民の緑への理解を深めてもらうため、土地所有者の協力を得て、市域に分布する農地の一部を市民農園として整備し、開放するものです。</li> </ul> <p>（実績）・1 箇所、3,599 m<sup>2</sup>の農地を借り、141 区画の市民農園を開設。（平成 18 年 3 月現在）</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、土地所有者の協力のもとに整備を行います。</li> </ul>

農用地区域の指定（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興地域の整備に関する法律に基づき農用地区域を指定し、都市近郊農業の健全な発展と無秩序な市街地の連坦防止を図るため、農用地区域の指定を継続し、市の農業拠点を形成する一団の農地を保全するものです。</li> </ul> <p>（実績）・約 47.9ha を指定。（平成 18 年 3 月現在）</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、保全を図ります。</li> </ul>

■農用地区域の指定継続



関谷地区のまとまりのある農地を農用地区域の指定継続により保全します。

※1 「緑地管理機構」とは、民間団体や市民による自発的な緑地の保全、緑化の一層の推進を図るため制度化されたもので、都市緑地法に基づき、緑地の整備・管理に対し一定の能力を有するものとして公益法人の指定を受けることができます。

生産緑地地区の指定（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法に基づき、都市における農地の適正な保全と都市農業の育成及び良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地地区を指定するものです。</li> <li>将来的にはその一部を都市公園等として整備し、地域住民のレクリエーション活動の場として活用を図るものです。</li> </ul> <p>（実績）・146箇所（約18.1ha）を指定。（平成18年3月現在）</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、都市における農地の適正な保全と都市農業の育成及び良好な都市環境の形成を図ります。</li> </ul>

保全配慮地区の設定（新規）	
【各種施策の統括的地区としての保全配慮地区の設定】※特定地区の方針に関する説明は120～121頁です。	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市緑地法に基づき、都市における緑地の保全に重点的な配慮を加えるため、緑地保全地域、特別緑地保全地区以外の地区（将来の緑地保全地域、特別緑地保全地区の指定を妨げないものです）の緑地の現況、住民の緑地に対するニーズ等を踏まえ、市が地権者はじめ市民の協力のもとに、市民緑地契約の締結や条例による保全措置などを行うべき地区を定めるものです。</li> <li>保全配慮地区は、地区の設定により、緑地の凍結的保全や、新たな土地利用の規制を行う地区ではありません。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行施策方針の市民緑地や法指定などにより保全した緑地（保全をめざす緑地を含む）の周辺緑地を対象に設定し、緑のネットワークの形成と確保した緑地の機能がより効果的に発揮できるように、きめ細かい施策を展開します。</li> <li>市民の自主的なまちづくりの取り組みとの連携を視野に入れた施策の展開を図ります。</li> </ul>

■図Ⅱ.2.1 保全配慮地区のイメージ



②市条例等に基づく施策

保存樹林・樹木の指定（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例に基づく、保存樹林等の指定により、鎌倉市の風致の維持に機能する美観的に優れた樹林、樹木、生垣を保全するものです。この保存樹林などの指定を受けた所有者に対しては、その保全の支援のために、奨励金を交付するものです。</li> </ul> <p>（実績）・保存樹林約 322.8ha を指定。            ・保存樹木 370 本を指定。            ・保存生垣 12,893 m<sup>2</sup> を指定。            （平成 18 年 3 月現在）</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存樹林は他の緑地保全施策の支援策として継続し、保存樹木は景観法に基づく景観重要樹木指定制度との連携を図ります。</li> </ul>

■保存樹林・樹木の指定



美観的に優れた樹林・樹木・生垣を対象に指定します。

緑地保全基金による土地の買入れ（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市指定の特別緑地保全地区や鎌倉市緑地保全事業推進要綱に基づく緑地保全契約、緑地使用契約の対象地に対して、鎌倉市緑地保全基金の設置、管理処分に関する条例に基づく緑地保全基金を活用した土地の買入れを行い、良好な樹林地の公有地化を図るものです。</li> </ul> <p>（実績）・特別緑地保全地区の指定候補地である等覚寺地区、常盤山地区、天神山地区等の緑地約 13.74ha を買入れ。（平成 8 年度以降の実績、平成 18 年 3 月までの累計実績は約 23.10ha）</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、必要な土地の買入れを行い、公有地化を図ります。</li> <li>法指定前の緑地保全の緊急対応策として、緑地保全契約などを活用して保全を図るとともに、法指定時期を見極めたうえで、緑地統合補助制度の活用による緑地の買入れを行います。</li> </ul>

緑地保全契約の締結（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>秩序ある市街地の形成や、良好な都市景観の維持に大きな役割を果たす市街地及びその周辺地域の樹林地に対して、土地所有者の協力を得て鎌倉市緑地保全事業推進要綱に基づく緑地保全契約を締結し、保全するものです。</li> </ul> <p>（実績）・135 件、約 73.68ha を契約。（平成 18 年 3 月現在）</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、法指定前の緑地保全の緊急対応策も含め、他の緑地保全施策の支援策として活用します。</li> </ul>

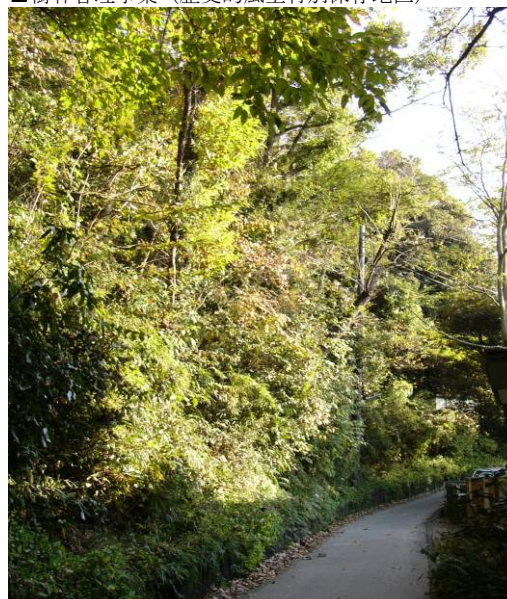
緑地使用契約の締結（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域や周辺地域に分布する樹林地の一部を、土地所有者の協力などにより鎌倉市緑地保全事業推進要綱に基づく緑地使用契約を締結し、市民の身近な自然とのふれあいの場として整備し、開放するものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、法指定前の緑地保全の緊急対応策も含め、他の緑地保全施策の支援策として活用します。市民緑地契約の締結への移行を検討します。</li> </ul>

緑地保全推進地区の指定（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例に基づく市独自の緑地保全制度で、緑地保全に係る法制度適用までのつなぎ策として、緑地保全推進地区を指定するものです。</li> </ul> <p>（実績）・平成12年4月、17年3月に、計7地区（約36.35ha）を指定。                      ・平成12年度から14年度にかけて、22箇所緑地保全推進地区候補地に対する自然環境調査を実施。（概要版を作成し、市内の小中学校に配布）</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、法指定の予定を踏まえた活用を進めます。</li> <li>法制度適用に伴う緑地保全推進地区指定地の扱いについては、つなぎ策としての趣旨を踏まえて、将来の法制度適用の可能性を見極めて、指定の変更又は解除を行います。</li> </ul>

樹林管理事業の推進（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>鎌倉市樹林の管理に関する要綱に基づき、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、自然環境保全地域及び緑地保全推進地区の樹林地を良好に管理するため、市が予算の範囲内で、除伐、枝払いなどの樹林地の管理を行うものです。</li> </ul> <p>（実績）・市内の対象地域を6地区に分け、年に1地区を対象にして事業を実施。</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き事業の充実を図り、国・県との連携と適正な役割分担を前提に対象区域を拡大するなど、利用しやすい制度にすることに努めます。</li> </ul>

緑地保全基金の充実（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の保全に係る事業の円滑な推進を図るため、その財源となる、鎌倉市緑地保全基金の設置、管理処分に関する条例に基づく緑地保全基金を充実するものです。</li> <li>この基金を活用し、市指定の特別緑地保全地区及び緑地保全契約地などの緑地の買入れなどを行います。</li> </ul> <p>（実績）・市費積立総額は、約131.4億円。                      ・基金処分類は、約96億円                      ・平成18年3月の基金残高は、約35.4億円。</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、充実を図ります。</li> </ul>

■樹林管理事業（歴史的風土特別保存地区）



広域的にも重要な緑地に対して、枝払いを実施した箇所が、1年後に良好な状態になっている状況です。



### ③その他の施策

トラスト運動との連携（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（財）鎌倉風致保存会などとの連携による緑地保全を進めるものです。</li> <li>（実績）・（財）風致保存会への助成及び風致保存基金積立金の寄付。</li> <li>・（財）風致保存会による樹林管理、世界遺産登録に向けてのボランティア活動の実施。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、連携して緑地保全を進めます。</li> </ul>

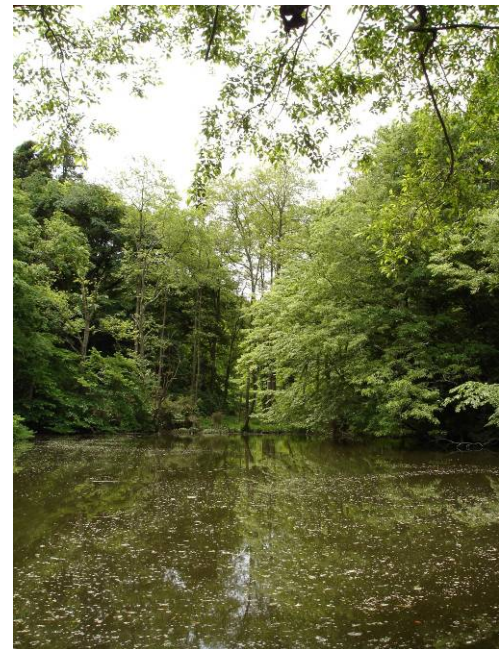
世界遺産への登録（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな歴史的遺産を守り後世に伝えるため、世界遺産登録推薦をめざすものです。</li> <li>（実績）・切通周辺詳細分布調査、山稜部遺構確認調査、大仏重要遺構確認調査、五合柗遺跡（仏法寺跡）確認調査、北条義時法華堂跡確認調査を実施。</li> <li>・世界遺産登録に向けた考え方を「武家の古都・鎌倉」としてとりまとめ。</li> <li>・「国指定史跡建長寺境内」などの保存管理計画策定に着手。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産登録推薦に向けて必要な、国指定史跡の指定などを行うとともに、市民と一体となった取り組みを進めます。</li> <li>・世界遺産登録に向けた推薦について、国へ要請していきます。</li> </ul>

緑地寄付の受入れ体制の整備（新規）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全すべき緑地の寄付の申し入れに対する手続き等を定めて、公有地化を図るものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに寄付申し出に対する仕組み・体制を整備します。</li> <li>・国・県が保全主体である緑地の寄付の受入れについて県に要請します。</li> </ul>

緑地の管理指針の作成（新規）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な植生管理などによる緑地の管理指針を作成し、保全すべき緑地の管理の充実を図るものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の確保の機能、景観計画<sup>※1</sup>及び緑地の機能を損なわない範囲での活用との一体性に配慮した、緑地の管理指針と保全管理プログラムを作成します。</li> </ul>

緑地管理の広域的対応の充実（新規）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・県との連携により、保全すべき緑地の管理を充実させるものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的風土保存計画に基づく樹林管理（歴史的風土の積極的な保存措置としての植生管理）を要請します。近郊緑地保全計画での樹林管理（積極的な保全措置としての植生管理）を要請します。</li> <li>・国・県の樹林管理事業への参画とともに、緑地管理に関する広域的な連絡調整機関の設置を要請します。</li> </ul>

■豊かな自然環境の保全



豊かな自然環境を保全し、生物多様性の確保に配慮した健全な生態系を維持します。

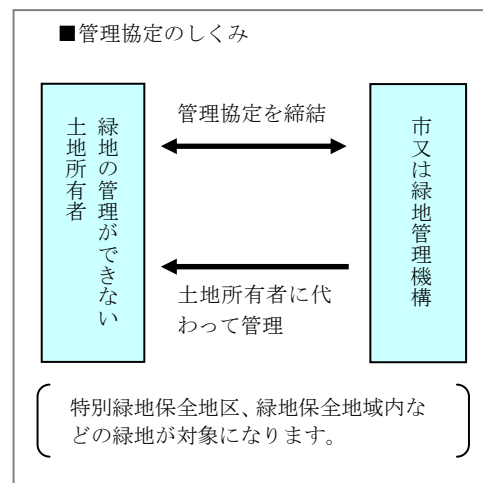
<sup>※1</sup> 「景観計画」は、平成16年6月に公布された景観法に基づいて策定される景観に関する総合的な計画です。「鎌倉市景観計画」は策定中です。

#### 4) 検討施策

○施策実施の可能性や関係する施策の進捗状況などを考慮して、直ちに施策を進めることが難しいものの、今後状況に応じて取り組みを検討する施策は次のとおりです。

緑地保全地域の指定（検討）	
内容	・都市緑地法に基づき、良好な都市環境の形成に資する比較的大規模な緑地の保全、無秩序な市街地化の防止などのため適正に保全する必要がある緑地、地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要がある緑地を緑地保全地域に指定して、良好な都市環境の形成を図るものです。
方針	・法指定による保全対象緑地や、保全配慮地区内の緑地を対象に活用を検討します。

管理協定の締結（検討）	
内容	・都市緑地法に基づき、緑地の適正管理を目的として、緑地保全地域、特別緑地保全地区、及び近郊緑地保全区域・同特別保全地区内の緑地を対象に、管理できない土地所有者に代わり地方公共団体又は緑地管理機構が所有者と協定を締結するものです。
方針	・特別緑地保全地区、緑地保全地域、近郊緑地保全区域・同特別保全地区の指定状況を踏まえて、活用を検討します。



地区計画等緑地保全条例の制定（検討）	
内容	・都市緑地法に基づき、地区レベルの良好な住居環境の整備のための緑地の確保を目的として、地区整備計画等に現存する樹林地、草地などで良好な住居環境を確保するために必要なものを対象にして、条例を定めることにより、特別緑地保全地区と同等の規制をします。
方針	・新たな地区計画指定地を対象に活用を検討します。

■特別緑地保全地区の指定（候補地）



特別緑地保全地区の指定候補地（手広・笛田地区）

## (2) 都市公園等の整備の方針

### 1) 施策の目標

#### 施策の目標

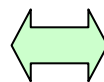
- 都市公園等の適正な整備に努め、市民や来訪者に多様な緑とのふれあいの場を提供します。
- 歩いて行ける範囲内に、市民のニーズに沿った身近な交流の場を整備します。
- ヒューマン・スケールの都市特性をいかした、快適に歩ける道づくりを進めます
- 都市公園の管理運営にあたっては、パーク・マネジメントの考え方に立って、多角的な視点による事業実施に取り組みます。


#### リーディング・プロジェクト

鎌倉市の都市環境を支える  
緑地の一体的な確保

未来に誇れる価値ある  
緑地の創造

緑豊かな市街地環境をつくる  
緑のネットワークの形成



 は、リーディング・プロジェクトとの関連を表しています。

#### ■快適な道づくり



ヒューマン・スケールの都市特性をいかした、快適に歩ける道づくりを進めます

#### ■身近な交流の場



歩いて行ける範囲内に、市民のニーズに沿った身近な交流の場を整備します。

#### ■ふれあいの場の提供



都市公園等の適正な整備に努め、市民や来訪者に多様な緑とのふれあいの場を提供します。

## 2) 施策の体系

都市公園	景観計画※ <sup>1</sup> に配慮した都市公園の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街区公園の整備（継続）（89）</li> <li>・近隣公園、地区公園の整備（継続）（90）</li> <li>・総合公園の整備（継続）（90）</li> <li>・風致公園、歴史公園の整備（継続）（90）</li> <li>・都市林の整備（継続）（90）</li> <li>・都市緑地の整備（継続）（91）</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要建造物※<sup>2</sup>等歴史的建造物と一体となった都市公園の整備（新規）（91）</li> <li>・立体都市公園の整備（検討）（93）</li> <li>・借地公園の整備（検討）（93）</li> </ul>	
		都市公園の管理	・公園管理者以外の者による公園施設の設置・管理（新規）（92）
	都市公園の整備財源の確保	・市民公募債の活用（継続）（92）	
歩行空間		<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合設計制度の公開空地等（継続）（91）</li> <li>・歩道の整備・充実（継続）（93）</li> <li>・遊歩道の整備（継続）（93）</li> <li>・まちづくり空地の整備（継続）（92）</li> </ul>	

- ※（継続）は、これまでのものを継続する施策です。  
 ※（新規）は、新たに実施に向けた取り組みを進める施策です。  
 ※（検討）は、実現性などを考慮して取り組みを検討する施策です。  
 ※ **太字** は、リーディング・プロジェクトの主な施策です。  
 ※（ ）は、「施策の方針」の説明ページ

## 3) 施策の方針

### ①法令等に基づく施策

街区公園の整備（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域内に配置されている既設の街区公園を、地域住民の幅広い利用に対応できる都市公園として再整備するものです。</li> </ul> <p>（実績）・街区公園3箇所（吉ガ沢公園、七里ガ浜東二丁目公園、津西一丁目公園）を整備。（再整備の実績）</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人当たりの整備面積が1㎡/人に達していない地区を中心に配置します。</li> <li>・材木座地区に街区公園を新設します。整備にあたり、地域住民の参画によるワークショップ形式による計画立案に取り組みます。</li> <li>・周辺の都市公園の整備状況を考慮して、生産緑地地区の活用などを図ります。</li> <li>・深沢地域国鉄跡地周辺や大船駅周辺では、まちづくりの計画に合わせて配置・整備を行います。</li> </ul>

■街区公園の整備



街区公園は、地域住民に幅広く利用されています。

※<sup>1</sup>「景観計画」は、平成16年6月に公布された景観法に基づいて策定される景観に関する総合的な計画です。「鎌倉市景観計画」は策定中です。

※<sup>2</sup>「景観重要建造物」は、景観法に基づいて、景観行政団体の長が、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（建築物、工作物）として指定したものです。

近隣公園、地区公園の整備（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法に基づき、国の社会資本整備重点計画（都市公園事業）や都市計画中央審議会の答申「歩いて行ける範囲内の公園のネットワークの整備」に沿って、近隣公園、地区公園の整備を推進するものです。</li> </ul> <p>（実績）・<b>笛田公園を整備。</b></p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣公園は、都市公園用地の確保が見込まれる土地を持つ、大船・深沢・玉縄・腰越地域の市街地を中心に配置します。</li> <li>近隣公園の配置が難しい地区では、地区公園や総合公園で対応します。</li> </ul>

総合公園の整備（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法に基づき、鎌倉市民のレクリエーション活動や、自然環境の保全の拠点となる総合公園を整備するものです。</li> </ul> <p>（実績）・<b>鎌倉海浜公園（計画 31.6ha）の内、7.0ha を供用開始。</b></p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>鎌倉海浜公園を総合公園として整備します。</li> </ul>

風致公園、歴史公園の整備（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法などに基づき、市域に分布する眺望地点、谷戸、水辺地、庭園、歴史的遺産などの自然資源、歴史文化資源の一部を鎌倉市の自然や歴史文化とのふれあいの場となる風致公園、歴史公園として整備するものです。</li> </ul> <p>（実績）・<b>六国見山森林公園（約 6.9ha）を都市計画決定。事業着手。</b>  <b>夫婦池公園の整備着手。</b></p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>鎌倉中央公園拡大区域（台峯）は、策定した基本構想に基づき、平成 16 年 4 月に供用開始している鎌倉中央公園の種別を風致公園とし、その拡大区域部分の整備に取り組みます。</li> <li>（仮称）腰越 2 号緑地、散在ガ池森林公園周辺、六国見山森林公園、明月荘・旧華頂宮邸・旧川喜多邸の庭園、夫婦池公園を風致公園として整備します。</li> <li>永福寺跡、北条氏常盤亭跡、御谷を将来的に歴史公園として整備します。</li> </ul>

■御谷の緑



日本のトラスト運動の発祥地である御谷の緑を、その歴史を学ぶことができる都市公園として整備します。（写真提供：（財）鎌倉風致保存会）

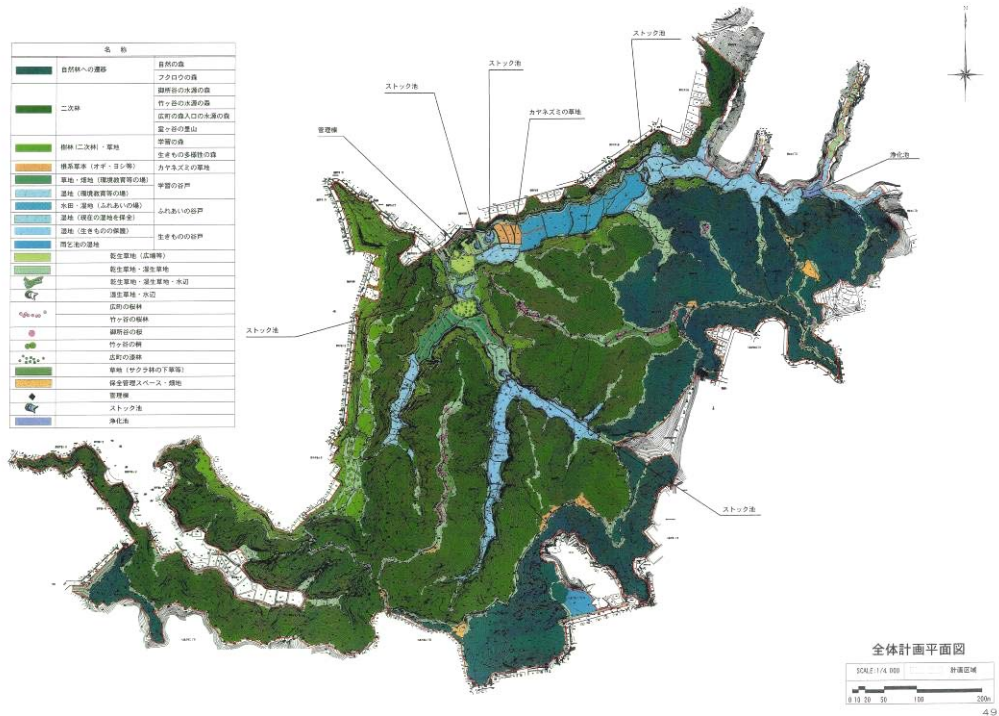
■散在ガ池森林公園



水辺の自然景観をいかした、自然とのふれあいの場となる都市公園として整備しています。

都市林の整備（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法に基づき、市街地及びその周辺部でまとまった面積を有する樹林地などを、その自然環境の保護、保全、復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置し、都市林として整備するものです。</li> </ul> <p>（実績）・<b>鎌倉広町緑地を都市計画緑地として平成 17 年 6 月 28 日に都市計画決定。事業着手。</b></p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>鎌倉広町緑地を都市林として整備します。</li> </ul>

■図Ⅱ.2.2 鎌倉広町緑地全体計画平面図



都市緑地の整備（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近な生活空間での緑の充実を図るため、既存の都市緑地（都市公園法の都市公園の種類に該当）を整備するとともに、新たな開発事業に伴う市管理の緑地を都市緑地として位置付けて整備するものです。</li> </ul> <p>（実績）・浄明寺緑地の整備推進。</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地の機能を損なわない範囲での活用を図ります。</li> <li>開発事業に伴う市管理の緑地を都市緑地として位置付けるとともに、このうち一定の面積があり、利用可能なものについては都市公園としての整備を図ります。</li> </ul>

総合設計制度の公開空地等（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法、建築基準法に基づき、オープンスペースの確保による良好な都市空間の誘導市街地環境の整備・改善を目的として、総合設計制度により公開空地等を整備するものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、制度の適正な運用を行います。</li> </ul>

景観重要建造物等歴史的建造物と一体となった都市公園の整備（新規）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的建造物や景観重要建造物の活用と保存を目的として、建築物と園地を一体化し、都市公園として活用・保存できる制度を活用して都市公園を整備するものです。</li> <li>公園施設の上限（建ぺい率 2%）に、20%の上乗せ特例が認められるもので、対象となる建築物は次のものに限定されます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保護法の規定により、国宝・重要文化財等として指定された建築物又は登録有形文化財として登録された建築物</li> <li>文化財保護法の定めるところにより、歴史上又は学術上価値の高いものとして、現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物</li> <li>景観法の規定により、景観重要建造物として指定された建築物</li> </ul> </li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>（仮称）明月荘公園・（仮称）華頂宮公園・（仮称）川喜多公園の整備を進めます。</li> <li>これ以外のものは、景観重要建造物指定との連携により進めます。</li> </ul>

■明月荘の緑地



庭園をいかした、景観重要建造物等と一体となった都市公園として整備します。

■まちづくり空地



開発事業区域におけるまちづくり空地の設置を誘導します。

公園管理者以外の者による公園施設の設置・管理（新規）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法に基づき、都市公園の管理運営の改善と改革を目的として、公園施設の設置や管理への地域住民の参画などのニーズの高まりを踏まえて、都市公園の機能の増進に資する場合について、私人・民間事業者・地方公共団体・公益法人・NPO団体・中間法人等を広く対象として、公園施設の設置又は管理を許可することができるというものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、整備する公園でも活用を検討します。</li> <li>平成18年度から指定管理者制度を導入します。笛田公園は公募型、その他の都市公園は、(財)鎌倉市公園協会を指定管理者としています。</li> </ul>

②市条例等に基づく施策

まちづくり空地の整備（継続） ※良好な市街地環境又は歩行者空間の拡充に供する空地の確保	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例に基づき、商業系地域その他計画的な市街地整備を行う上で、特に重要と認める地区において開発事業を行おうとするときは、まちづくり空地を設置するよう誘導するものです。</li> </ul> <p>(実績)・51件、1,634㎡を整備。(平成8年度以降の実績)</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、まちづくり空地の設置を誘導します。</li> </ul>

市民公募債の活用（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>広く市民に債権の購入を求め、都市公園や緑地の整備財源に充てるものです。</li> </ul> <p>(実績)・平成15年12月、市民参加型公募債「鎌倉みどり債」(総額20億)を発行。</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>鎌倉広町緑地を取得するための資金調達手段として、市民みずからの資産を市のまちづくりにいかしてもらうことにより、市民の行政に対する参加意識を高めることを目的として「鎌倉みどり債」を発行しましたが、こうした実績を踏まえて、今後も必要に応じた活用を図ります。</li> </ul>

③その他の施策

遊歩道の整備（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>楽しく歩ける鎌倉市のまちづくりに向けて、既設のハイキングコースに加え、丘陵地の山道や河川周辺を利用した新たな遊歩道を整備するものです。</li> </ul> <p>（実績）・「鎌倉自然と歴史のふれあいの道」のパンフレットを作成。</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内を流れる河川周辺のプロムナード化の推進など、既設のハイキングコースに加え、都市公園、緑地、緑と相互にその存在価値を高める歴史的建造物など緑の資源ともいえるものの配置を考慮した、歩くルートのネットワークの形成を図ります。</li> </ul>

歩道の整備・充実（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>街路樹の植栽が可能な都市計画道路については、快適性の高い緑を持つ歩道を設置し、市街化区域におけるレクリエーションルート、災害時の避難路としての機能を持たせます。</li> </ul> <p>（実績）・2路線、69箇所を整備。（平成8年度以降の実績）</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、今後の都市計画道路の整備に合わせた整備・充実を図ります。</li> </ul>

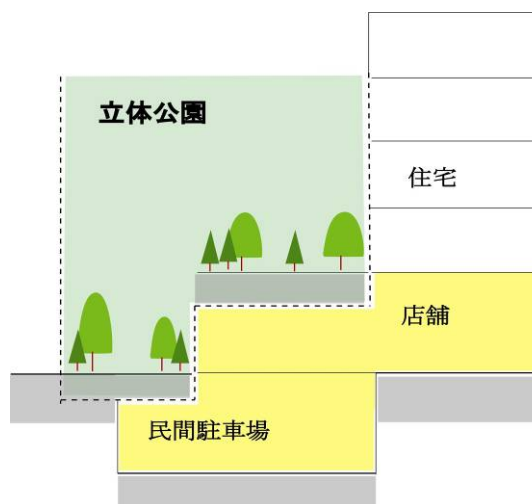
4) 検討施策

○施策実施の可能性や関係する施策の進捗状況などを考慮して、直ちに施策を進めることが難しいものの、今後状況に応じて取り組みを検討する施策は次のとおりです。

立体都市公園の整備（検討）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法に基づく、土地の効率的な利用が求められる地域において、土地の有効利用を図るとともに都市公園を効率的に整備することを目的とした制度です。都市公園の地下の有効利用や人工地盤・建築物の上部における都市公園の設置を可能とするものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>立体都市公園の設置の可能性を検討します。</li> </ul>

■図Ⅱ.2.3 立体都市公園のイメージ

国土交通省資料より作成

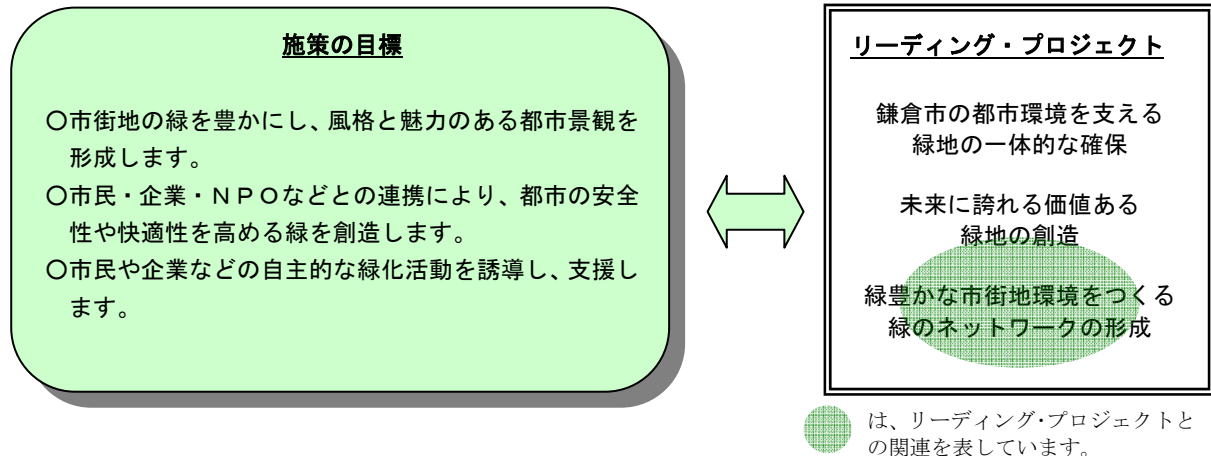


借地公園の整備（検討）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法に基づく、都市公園の整備の促進を目的とした制度です。土地所有者が都市公園として土地を提供しやすくするため借地契約が終了した場合には、都市公園を廃止できるもので、期間限定の都市公園を設置することができるものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>借地公園の設置の可能性を検討します。</li> </ul>



### (3) 緑化の推進の方針

#### 1) 施策の目標



#### ■風格と魅力ある都市景観



市街地の緑を豊かにし、風格と魅力のある都市景観を形成します。

#### ■自主的な緑化活動の支援（まち並みみどりの奨励事業）



市民や企業などの自主的な緑化活動を誘導し、支援します。

#### ■市民等との連携による緑の創造



市民・企業・NPOなどとの連携により、都市の安全性や快適性を高める緑を創造します。

## 2) 施策の体系

市街地	法制度の指定	・ <b>緑化地域の指定</b> (新規) (96)
	緑化誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑地協定の締結 (継続) (96)</li> <li>・ 風致地区・開発事業区域内の緑化 (継続) (96)</li> <li>・ <b>開発事業と連携した緑地防災</b> (新規) (99)</li> <li>・ 駐車場の接道緑化 (新規) (97)</li> <li>・ 地区計画等緑化率条例の制定 (検討) (100)</li> <li>・ <b>緑化施設整備計画認定制度</b> (新規) (96)</li> <li>・ <b>建築物の壁面緑化・屋上緑化</b> (新規) (100)</li> </ul>
	市民の緑化活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>接道緑化の奨励</b> (継続) (97)</li> <li>・ <b>オープン・ガーデンの支援</b> (新規) (100)</li> </ul>
	樹木の活用	・ <b>グリーンバンク制度</b> (継続) (97)
	まちづくり事業との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>まちづくり推進地区等での緑化</b> (継続) (96)</li> <li>・ <b>地域提案型の公共施設の緑化</b> (検討) (100)</li> </ul>
公共施設等	景観計画※ <sup>1</sup> に配慮した公共施設等の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>公共建物の緑化</b> (継続) (98)</li> <li>・ <b>道路の緑化</b> (継続) (98)</li> <li>・ <b>都市公園の緑化</b> (継続) (99)</li> <li>・ <b>河川環境の整備</b> (継続) (99)</li> <li>・ <b>鎌倉山桜並木保存計画の推進</b> (継続) (98)</li> </ul>

**緑化推進重点地区の設定** (継続) (95)

- ※ (継続) は、これまでのものを継続する施策です。
- ※ (新規) は、新たに実施に向けた取り組みを進める施策です。
- ※ (検討) は、実現性などを考慮して取り組みを検討する施策です。
- ※ **太字** は、リーディング・プロジェクトの主な施策です。
- ※ ( ) は、「施策の方針」の説明ページ

## 3) 施策の方針

### ①法令等に基づく施策

<p><b>緑化推進重点地区の設定</b> (継続) ※特定地区の方針に関する説明は124～126頁です。</p>	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市緑地法に基づき、緑化地域以外で、都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区、緑化に対する住民の意識が高い地区など、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区を定めて、公共公益施設の緑化などの緑化施策を講じるものです。</li> <li>・ 緑化推進重点地区は、地区の設定により、新たな土地利用の規制を行う地区ではありません。</li> </ul> <p>(実績) ・平成15年10月に市民参加による「深沢まちづくり協議会」を設置し、「基本計画(案)」の再検証。          ・平成16年9月に「深沢地域の新しいまちづくり基本計画」を策定。</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き、「深沢地域国鉄跡地周辺地区」を緑化推進重点地区として設定します。</li> <li>・ 新たに、「鎌倉駅周辺地区」と「大船駅周辺地区」を緑化推進重点地区として設定します。</li> </ul>

※<sup>1</sup> 「景観計画」は、平成16年6月に公布された景観法に基づいて策定される景観に関する総合的な計画です。「鎌倉市景観計画」は策定中です。

緑地協定の締結（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市緑地法に基づき、住民自身による良好な市街地環境の形成を目的として、緑地協定を締結しようとする土地の所有者・借地権者又は開発事業者等が緑地協定を定め、市長が認可するものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>風格ある鎌倉市の都市景観を特色付ける住宅地の豊かな緑を保全するとともに、緑の少ない市街地などでの緑の創造を図るため、緑地協定の締結の促進を図り、地域住民主体による緑化を推進します。</li> <li>景観地区内での民有地の緑化を誘導します。保全配慮地区等の新たな施策展開との連携を視野に活用を検討します。</li> </ul>

風致地区・開発事業区域内の緑化（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>風致地区内行為に伴う緑化、鎌倉市開発事業等の手続き及び基準等に関する条例に基づく開発事業に伴う緑化を行うものです。</li> </ul> <p>（実績）・開発事業区域内で 628 件の緑化指導を実施。  ・7,058 件の風致地区内行為に対して緑化を推進。（平成 8 年度以降の実績）</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、緑豊かな快適性の高い居住環境の形成を図るため、開発事業区域内での緑化を推進します。</li> <li>既存植生や、周辺緑地の植生に配慮するなど、地域の特色を反映した、開発事業に伴う緑化を推進します。</li> </ul>

緑化地域の指定（新規）※特定地区の方針に関する説明は、123 頁です。	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市緑地法に基づき、良好な都市環境の形成に向けた緑の創出を目的として、用途地域内で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地区を対象に緑化地域を指定して、建築物の新築・増築に対して敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けるものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>深沢地域国鉄跡地周辺緑化重点推進地区と大船駅周辺緑化推進重点地区を結ぶ、緑のネットワークを形成する地域で指定に取り組みます。</li> </ul>

緑化施設整備計画認定制度（新規）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市緑地法に基づき、民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市長が認定することで、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができる制度です。</li> <li>「緑化地域」及び「緑化重点地区（本市では「緑化推進重点地区）」で、民間、公共を問わず、一定規模以上の敷地での緑化が対象になります。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>「緑化地域」及び「緑化推進重点地区」での活用を図ります。</li> </ul>

## ②市条例等に基づく施策

まちづくり推進地区等での緑化（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>潤いと安らぎのある快適なまちづくりの実現に向けて、鎌倉市まちづくり条例に基づく、「まちづくり推進地区」などでの緑化を誘導するものです。</li> </ul> <p>（実績）・景観形成地区 4 地区を指定。（平成 8 年度以降の実績）</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、適正な誘導を行います。</li> </ul>

接道緑化の奨励（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かなまち並み景観を創造するため、鎌倉市まち並みみどりの奨励事業補助金交付要綱に基づき、市民や企業などが、住宅、店舗、商業ビル、事業所の接道部を緑化する場合に、その経費の一部を補助する制度です。</li> <li>・市民の緑化活動に対する助成については、生垣の設置に限定せず、接道部への高木植栽等についても助成の対象としています。</li> <li>・緑化にあたっては、市が土地利用や立地条件等に応じた緑化指導を行っています。</li> </ul> <p>（実績）・「まち並みみどりの奨励事業」（平成12年6月までは「いけがき設置奨励事業」として、延べ5,838.2mの生垣等の緑化に対して補助。（平成8年度以降の実績）</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、事業を推進し、まちづくり推進地区などでの支援を行います。</li> <li>・街路樹のある道路の沿道宅地の接道緑化など、既存の緑の存在効果を高めることに配慮した制度の充実を図ります。</li> </ul>

グリーンバンク制度（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉市グリーンバンク設置要領に基づき、不要になった樹木を受け入れ、必要とする家庭等へ配布するものです。</li> </ul> <p>（実績）・受け入れ826本、払い出し823本を実施。（平成8年度以降の実績）</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、制度を維持します。</li> </ul>

駐車場の接道緑化（新規）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かなまち並み景観の創造の一環として、まち並みみどりの奨励事業の適用を拡大して駐車場の接道緑化を進めるものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな施策として取り組みます。</li> </ul>

■緑豊かなまち並み景観の創造



道路に面した部分の緑化は、緑豊かなまち並み景観を創造することに効果的です。

■駐車場の接道緑化のイメージ



緑豊かなまち並み景観の創造の一環として、駐車場の接道緑化を進めます。（写真は建築敷地内の駐車場です。）

### ③その他の施策

公共建物の緑化（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地での緑の回復と都市景観の向上を図るため、市管理の公共建物敷地に対する緑化を推進するものです。</li> </ul> <p>（実績）・小学校4校、その他3箇所、計1,847本を植栽。（平成8年度以降の実績）</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての公共建物敷地を対象に、敷地規模や施設の特徴に合わせ、景観計画<sup>※1</sup>に配慮した緑化を推進します。</li> <li>さまざまなまちづくり事業や住民提案による市街地の緑化などと連携した緑化を推進します。</li> <li>屋外教育環境整備事業を活用した校庭の芝生化・草地化を進めます。緑の資源の活用と、公共施設の緑化とのつながりにより、緑の回廊の形成を図ります。</li> </ul>
道路の緑化（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園、河川と結ぶ市街化区域内での緑のネットワークの形成に向けて、今後整備する都市計画道路及び既設道路の緑化を行うものです。</li> </ul> <p>（実績）・住宅地街路9箇所、計9,761本を植栽。（平成8年度以降の実績）</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、今後の都市計画道路などの整備に合わせた景観計画に配慮した緑化を行います。</li> </ul>
鎌倉山桜並木保存計画の推進（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>年々減少している鎌倉山の桜並木の保存を目的に、鎌倉山桜並木保存計画（昭和58年8月策定）により、市と住民とが個別に協定を締結して、病虫害の防除、支障木の枝切等の管理行為を行うものです。</li> </ul> <p>（実績）・天狗巣病枝の剪定等を実施。</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、管理行為を行います。</li> </ul>

■公共建物の緑化（深沢中学校）



接道部を中心に、景観に配慮した緑化を進めます。

■道路の緑化



景観形成・防災・ビオトープなどの多様な機能を持つ緑の軸の形成をめざします。

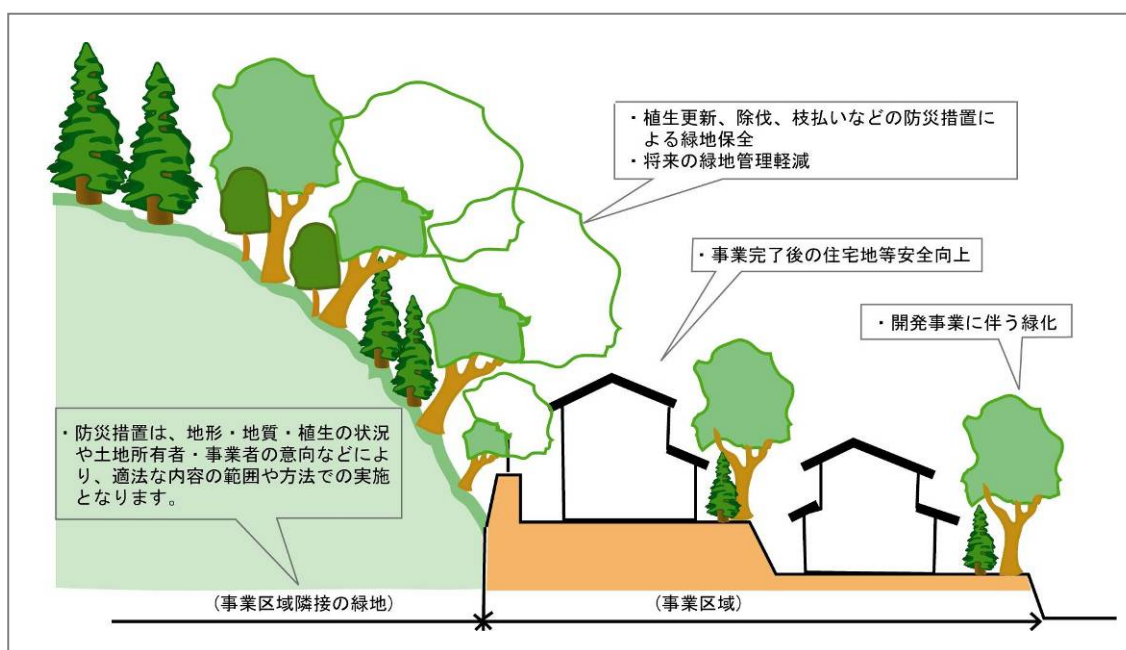
<sup>※1</sup> 「景観計画」は、平成16年6月に公布された景観法に基づいて策定される景観に関する総合的な計画です。「鎌倉市景観計画」は策定中です。

都市公園の緑化（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな生活空間の形成を図るため、既設の都市公園を対象に景観計画に配慮した緑化を行うものです。</li> </ul> <p>（実績）・公園6箇所、計4,966本を植栽。（平成8年度以降の実績）</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地内での緑の拠点づくりをめざし、当面は街区公園を中心として、緑化面積が30%未満の都市公園について、都市公園の目的、周辺の緑地の配置、緑化の状況などに配慮した再整備に合わせた緑化を推進します。</li> </ul>

河川環境の整備（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・快適性の高い都市環境の形成を図るため、河川環境の回復と水質の浄化を図り、市民が水辺に親しめる水辺環境を整備するものです。</li> </ul> <p>（実績）・扇川での多自然型川づくりを実施。</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉市が管理する準用河川、雨水幹線などを対象とし、準用河川及び雨水幹線については、今後の河川整備の方針を定めた鎌倉市排水整備基本計画を基に、景観計画に配慮した多自然型河川整備の推進と親水化、周辺のプロムナード化を推進します。</li> </ul>

開発事業と連携した緑地防災（新規）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発事業に伴い、事業者が区域に隣接する緑地に対して、土地所有者の理解を得て、植生更新、除伐、枝払いなどの防災措置を行うことにより、将来の緑地所有者の管理軽減、事業完了後の居住者の安全確保の向上、市街地に隣接する緑の保全を図るものです。</li> <li>・この施策により、土地所有者及び開発事業者に防災措置を義務付けるものではありません。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな施策として、誘導方針の作成に取り組みます。</li> </ul>

■ 図Ⅱ.2.4 開発事業と連携した緑地防災のイメージ



オープン・ガーデンの支援（新規）	
内容	・緑豊かなまち並み景観の創造の一環として、市民や企業が、家の庭や敷地を自主的に緑化しオープン・ガーデンとして公開することを誘導・支援するものです。
方針	・新たな施策として取り組みます。

建築物の壁面緑化・屋上緑化（新規）	
内容	・建築物の壁面や屋上の緑化を進めるものです。
方針	・関係する制度との調整を行い、緑化対象地が得られない場合などへの対応として開発事業に伴う緑化の適用を拡大する方向で取り組みます。

#### 4) 検討施策

○施策実施の可能性や関係する施策の進捗状況などを考慮して、直ちに施策を進めることが難しいものの、今後状況に応じて取り組みを検討する施策は次のとおりです。

地区計画等緑化率条例の制定（検討）	
内容	・都市緑地法に基づき、地区レベルの良好な住居環境の整備のための緑化の推進を目的として、条例で地区計画などの内容として定められた建築物の緑化率を、建築物の新築・増築及び当該建築物の維持管理に関する制限として定めるものです。
方針	・新たな地区計画指定を対象に活用を検討します。

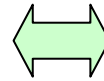
地域提案型の公共施設の緑化（検討）	
内容	・さまざまなまちづくり事業と連携した市街地の緑化の一環として、地域提案による公共施設の緑化を、景観計画に配慮して行うものです。
方針	・新たな施策として取り組みを検討します。

## (4) 市民との連携の推進の方針

### 1) 施策の目標

**施策の目標**

- 緑の基本計画の周知を図り、質の高い緑の環境づくりへの市民参画を推進します。
- 市民との連携による緑の環境づくりを促進するため、緑に関する行政情報の提供に努めます。
- 緑化推進団体、地域緑化指導者、緑のレンジャーの育成と連携に努めます。



**リーディング・プロジェクト**

鎌倉市の都市環境を支える  
緑地の一体的な確保

未来に誇れる価値ある  
緑地の創造

緑豊かな市街地環境をつくる  
緑のネットワークの形成

は、リーディング・プロジェクトとの関連を表しています。

■市民との連携による緑の環境づくり  
(緑のジュニアレンジャーによる巣箱づくり)



緑の環境づくりへの市民参画を推進し、市民との連携による緑の環境づくりを促進するため、緑に関する行政情報の提供に努めます。

■緑の学校  
(散在ガ池森林公園での自然観察)



緑の知識の普及の一環として実施している「緑の学校」は、これまで延べ107回の開催、延べ4,007人の市民が受講しています。

### 2) 施策の体系

緑化推進団体等の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化推進団体の育成（継続）(102)</li> <li>・地域緑化指導者の育成（継続）(102)</li> <li>・緑のレンジャーの育成（継続）(102)</li> <li>・緑地愛護会（検討）(104)</li> </ul>
緑の知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種講習会の開催・充実（継続）(103)</li> <li>・緑化窓口の充実（継続）(103)</li> <li>・学校での環境教育との連携（継続）(103)</li> <li>・緑の情報提供の充実（新規）(104)</li> </ul>
緑化意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化キャンペーンの推進（継続）(103)</li> <li>・緑化フェアの開催（継続）(104)</li> <li>・緑の顕彰制度（継続）(104)</li> <li>・緑化パンフレット等の配布（継続）(104)</li> </ul>

※（継続）は、これまでのものを継続する施策です。  
 ※（新規）は、新たに実施に向けた取り組みを進める施策です。  
 ※（検討）は、実現性などを考慮して取り組みを検討する施策です。  
 ※（ ）は、「施策の方針」の説明ページ



### 3) 施策の方針

緑化推進団体の育成（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（財）鎌倉市公園協会、（財）鎌倉風致保存会<sup>※1</sup>などの組織の充実を図り、公的な緑化推進団体を育成するものです。</li> <li>・市民との連携の推進の一環として、樹林地や身近な都市公園、街路などを地域住民が自主的に維持・管理しているかまぐら森愛護会、公園愛護会<sup>※2</sup>、街路樹愛護会などの民間の緑化推進団体を育成するものです。</li> <li>・市街地緑化のモデルとなる地区環境を、地域住民が主体となって創造していく住民団体を育成するものです。</li> </ul> <p>（実績）・公園愛護会 69 団体、街路樹愛護会 18 団体が活動。（平成 18 年 3 月現在）            ・七里ガ浜東二丁目公園愛護会は、平成 12 年度「花のまちづくり賞」において建設大臣賞を受賞。</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、緑化推進団体の育成を図ります。</li> <li>・地域の緑化団体との連携を推進します。</li> </ul>

地域緑化指導者の育成（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の学校の受講修了者を対象に緑化講習会を実施し、地域住民の自主的な緑化活動の中心となる緑化指導者を育成するものです。</li> </ul> <p>（実績）・緑の学校を、延べ 107 回開催、延べ受講者数は 4,007 人。            ・緑の学校修了者講習会を実施、延べ受講者数は 229 人。（平成 8 年度以降の実績）</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、育成に努めます。</li> </ul>

緑のレンジャーの育成（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民との連携の推進の一環として、豊かな丘陵の樹林地を管理する緑のレンジャーを育成します。</li> </ul> <p>（実績）・講座受講者数は、ジュニアが 420 名、シニアが 263 名、自主活動が 2,816 名。（平成 8 年度以降の実績）</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、育成に努め、樹林地の管理活動やパトロールを実施します。</li> </ul>

■緑のレンジャー



樹林地の管理活動やパトロールを実施しています。

■（財）鎌倉風致保存会の活動（御谷での草刈作業）



自然環境の保存事業や文化活動を展開しています。  
 （写真提供：（財）鎌倉風致保存会）

※1 「（財）鎌倉風致保存会」は、昭和 39 年に発生した鶴岡八幡宮裏山の御谷開発に対して、御谷の自然を守る運動を展開した市民や文化人が中心となって設立した団体です。わが国のナショナルトラストの第一号であり、現在は自然環境の保存事業や文化活動を展開しています。

※2 「公園愛護会」は、町内会・自治会・老人会・婦人会・子供会などの団体が、「鎌倉市街区公園等愛護活動実施要綱」に基づいて、身近な街区公園の愛護活動を行うために結成する団体です。

各種講習会の開催・充実（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の知識の普及の一環として実施している「緑の学校」をはじめとして、緑化講習会、樹木の剪定講習会などを開催するものです。</li> </ul> <p>（実績）・各種講習会を、述べ140回開催。（平成8年度以降の実績）</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き開催し、市民ボランティアの技術向上に向けた各種講習会の充実を図ります。</li> </ul>

緑化窓口の充実（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市緑化の普及を図るため、緑に関する情報の提供等の窓口となる緑の相談所を鎌倉中央公園に設置するほか、市民の緑化相談に幅広く対応するものです。</li> </ul> <p>（実績）・14,537件の相談を受け付け。（平成8年度以降の実績）</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、緑化窓口の充実に努め、樹木相談・緑化などの各種講習会に幅広く対応します。</li> </ul>

学校での環境教育との連携（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土の自然に対する知識を高めるため、学校教育の場において子供達が楽しみながら自然の重要性、しくみ、人々の生活との係わり等を学べるような実践的な環境教育活動を取り入れるとともに、こうした教育活動と連携する形で自然観察会などを実施するものです。</li> </ul> <p>（実績）・こどもエコクラブへの参加は、延べ149団体、2,117人。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境出前教室を、延べ81回（5,698人）実施。</li> <li>・平成16年度現在で、ビオトープ整備を5校で実施。（平成8年度以降の実績）</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、教育活動との連携に努めます。</li> </ul>

■学校での環境教育との連携



学校での環境教育と連携した自然とのふれあい活動などを推進します。（二又川 水生生物調査）

緑化キャンペーンの推進（継続）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化意識の高揚の一環として、市の木・市の花の普及、記念樹の配布、かまくら緑の50選の指定、みどりふれあう古都の道の指定、緑化ポスター緑化標語コンクールなどを実施するものです。</li> </ul> <p>（実績）・市内小中学校を対象とした緑化ポスターコンクール等を10回開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスター3,112点、標語357点、壁新聞4校が参加。（平成8年度以降の実績）</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、各種のキャンペーンの充実に努めます。</li> </ul>

緑化フェアの開催（継続）	
内容	・ 緑を含む環境意識の高揚に向けたイベント事業として、イベントを開催するものです。 (実績)・「鎌倉市緑化まつり」を10回開催、延べ入場者数は約57,000人。(平成8年度以降の実績)
方針	・ 引き続き、「鎌倉市緑化まつり」の充実に努めます。

緑の顕彰制度（継続）	
内容	・ 緑化の普及の一環として、鎌倉市の緑化に功績のあった個人や団体を表彰するものです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の緑化活動や緑の保全に功績のあった個人、民間団体、学校など</li> <li>・ 緑化を積極的に推進している事務所など</li> </ul>
方針	・ 引き続き、鎌倉市表彰規則に基づく表彰制度をはじめ、現行の制度を活用するとともに、必要に応じて新たな顕彰制度の制定を検討します。

緑化パンフレット等の配布（継続）	
内容	・ 緑に関する情報伝達の媒体として、市民の要望に沿った各種の緑化パンフレットなどを作成し、配布するものです。 (実績)・「緑の手引き」、「緑の手帳」を、緑の学校や緑のレンジャーのテキストとして活用。
方針	・ 引き続き、内容の充実に努めます。

緑の情報提供の充実（新規）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑の基本計画に関する情報提供の仕組みを体系的に充実させるものです。</li> <li>・ ホームページなど、これまでの情報媒体活用の充実</li> <li>・ 緑・景観両施策に関する、英語版の標識を含めた屋外掲示板の設置</li> <li>・ 景観施策との連携の実績に関する情報提供</li> <li>・ 生垣の適正な剪定、庭木の維持管理など生活に密着した情報提供</li> <li>・ 都市公園、緑地、保存樹木、オープン・ガーデンなど、地域の緑施策に関する情報提供</li> <li>・ 土地所有者に対しては、緑地の法指定に伴う税軽減の内容、緑地の維持管理支援策などに関する情報提供</li> <li>・ 緑保全に伴う財政負担に関する情報提供</li> <li>・ 地域制緑地の法指定の計画（時期）に関する情報提供</li> <li>・ 自主緑化活動支援のための緑化相談員の派遣</li> <li>・ 緑化施策のネーミング等の募集</li> </ul>
方針	・ 新たな施策として取り組みます。

#### 4) 検討施策

○施策実施の可能性や関係する施策の進捗状況などを考慮して、直ちに施策を進めることが難しいものの、今後状況に応じて取り組みを検討する施策は次のとおりです。

緑地愛護会（検討）	
内容	・ 保全すべき緑地の維持管理に対して、(仮称)緑地愛護会の創設などにより、地域住民が適正な役割を担える仕組みをつくるものです。
方針	・ 新たな施策として、緑のレンジャーを中心にして、地域に根づいた緑地管理支援組織の創設を検討します。

## 2. 施策方針のまとめ

### (1) 施策の目標水準

#### 1) 緑の確保目標水準

○将来市街化区域面積の約30%、都市計画区域面積の約50%の緑を確保することをめざします。

■表Ⅱ.2.1 緑の確保目標水準<sup>※1</sup>

緑の確保目標量		将来市街化区域面積に対する割合	都市計画区域に対する割合	
		概ね700ha(約30%)	概ね2,000ha(約50%)	
緑の内訳		緑の確保目標量(数値は概数・ha)		備考
		将来市街化区域面積	都市計画区域面積	
緑地	①地域制緑地等	250	1,400	指定面積でなく実際の緑地面積
	②都市公園等施設緑地	140	260	
小計		410	1,630	①②の重複部分を除いた面積
その他	河川等	20	30	
	市街地の緑被面積	230	290	
小計		250	320	
計		660(25.7%)	1,950(49.3%)	

#### 2) 都市公園等の施設緑地として整備すべき緑地の目標水準

○都市公園等の整備目標水準<sup>※2</sup>を市民一人当たり18㎡/人<sup>※3</sup>とします。

■表Ⅱ.2.2 施設緑地の整備目標水準

年次	計画策定時 (平成7年)	現況(計画改訂) (平成17年)	改訂10年後 (平成27年)	改訂20年後 (平成37年)
整備目標量	69.9 ha	87.6 ha	190 ha	260 ha
1人当たり面積	4.1㎡/人	5.2㎡/人	12㎡/人	18㎡/人
人口規模	17.0万人	17.0万人	15.7万人	13.9万人

<sup>※1</sup> 緑の基本計画では、「緑の確保目標水準」の緑の内訳で、良好な自然環境を構成する河川などの空間を、広く緑としてとらえています。目標水準は、市街化区域の3割、市域の5割を、目標年次に確保する緑の目標量として設定し、その内訳として考えられる概数を示しているもので、この水準をもとに施策展開が検討されています。(この計画では、平成8年策定の水準を基本的に継承しています。)したがって、施策の方向性を示した前頁までの各施策の内容や、106・107ページの指定目標等の合計数値と、この緑の内訳の数値は一致するものではありません。

<sup>※2</sup> 都市公園等の整備目標水準の対象とする施設緑地は、施設緑地の整備目標(107頁)に示す施設緑地です。(計画策定時のものは、「県立フラワーセンター大船植物園」を含んでいます。)

<sup>※3</sup> 平成37年の目標年次で、市民一人当たりの整備目標水準が、18㎡/人となるのは、整備量の増加だけでなく、推計されている人口規模が減少することも大きな理由です。

## (2) 施策方針のまとめ

### 1) 地域制緑地等の指定目標

■表Ⅱ.2.3 地域制緑地等の指定目標※<sup>1</sup>

種 別	計画策定時（平成 7 年）		現況（平成 17 年）		中間年次（平成 27 年）		目標年次（平成 37 年）		
	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	
歴史的風土 保存区域	箇所数	5	5	5	5	5	5	5	
	面積 (ha)	161.9	956.0	176	989	176	989	176	989
	備考	市街化区域は GIS 計測 ※逗子市分約 6.8ha を含む							
歴史的風土 特別保存地区	箇所数	0	13	0	13	0	13	0	13
	面積 (ha)	0	570.6	0	573.6	0	573.6	0	573.6
	備考	約 201.8ha の指定拡大を要請							
近郊緑地 保全区域	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1
	面積 (ha)	26.0	243.0	26.0	243.0	26.0	243.0	26.0	243.0
	備考	約 52.3ha の指定拡大を要請							
近郊緑地 特別保全地区	箇所数	0	0	0	0	—	—	—	—
	面積 (ha)	0	0	0	0	—	—	—	—
	備考	約 133.2ha の指定を要請							
風致地区	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1
	面積 (ha)	1,095.6	2,185.0	1,095.6	2,194.0	1,095.6	2,194.0	1,095.6	2,194.0
	備考	約 183.9 ha (GIS 計測) の指定を要請							
特別緑地 保全地区	箇所数	0	0	5	5	17	17	17	17
	面積 (ha)	0	0	25.6	28.1	87.8	91.1	87.8	91.1
	備考	(特定地区で説明:GIS 計測値) 28.1+63.0=91.1ha (特定地区参照) 調整区域:城廻 (3.3ha) 10ha 以上の地区指定を要請							
緑地保全 地域	箇所数	/	/	/	/	—	—	—	—
	面積 (ha)	/	/	/	/	—	—	—	—
保存樹林	箇所数	—	—	—	—	—	—	—	—
	面積 (ha)	—	364.1	—	322.7	—	322.7	—	322.7
保安林	箇所数	—	171.0	—	170.0	—	170.0	—	170.0
	備考	県統計資料数値							
自然環境 保全地域	箇所数	0	1	0	1	—	1	—	1
	面積 (ha)	0	17.9	0	17.9	—	17.9	—	17.9
農用地区域	箇所数	—	1	—	1	—	1	—	1
	面積 (ha)	0	47.9	0	47.9	0	47.9	0	47.9
生産緑地 地区	箇所数	149	149	146	146	146	146	146	146
	面積 (ha)	18.1	18.1	18.1	18.1	18.1	18.1	18.1	18.1
緑地保全 推進地区	箇所数	/	/	6	7	0	0	0	0
	面積 (ha)	/	/	15.3	36.4	0	0	0	0
	備考	市街化区域は GIS 計測 法適用までのつなぎ策であるため法適用後に指定解除							
保全配慮 地区	箇所数	/	/	/	/	9	9	9	9
	面積 (ha)	/	/	/	/	219.6	315.3	219.6	315.3
	備考	18 年計画による設定 (GIS 計測)							
緑化地域	箇所数	/	/	/	/	2	2	2	2
	面積 (ha)	/	/	/	/	162.2	162.2	162.2	162.2
	備考	18 年計画による設定 (GIS 計測)							

※<sup>1</sup> 目標数値は、おおむねの数値です。従前の緑の基本計画の考え方に沿って、歴史的風土特別保存地区等、国、県が指定するものについては、目標数字を記載していません。

## 2) 施設緑地の整備目標

■表Ⅱ.2.4 施設緑地の整備目標※1※2

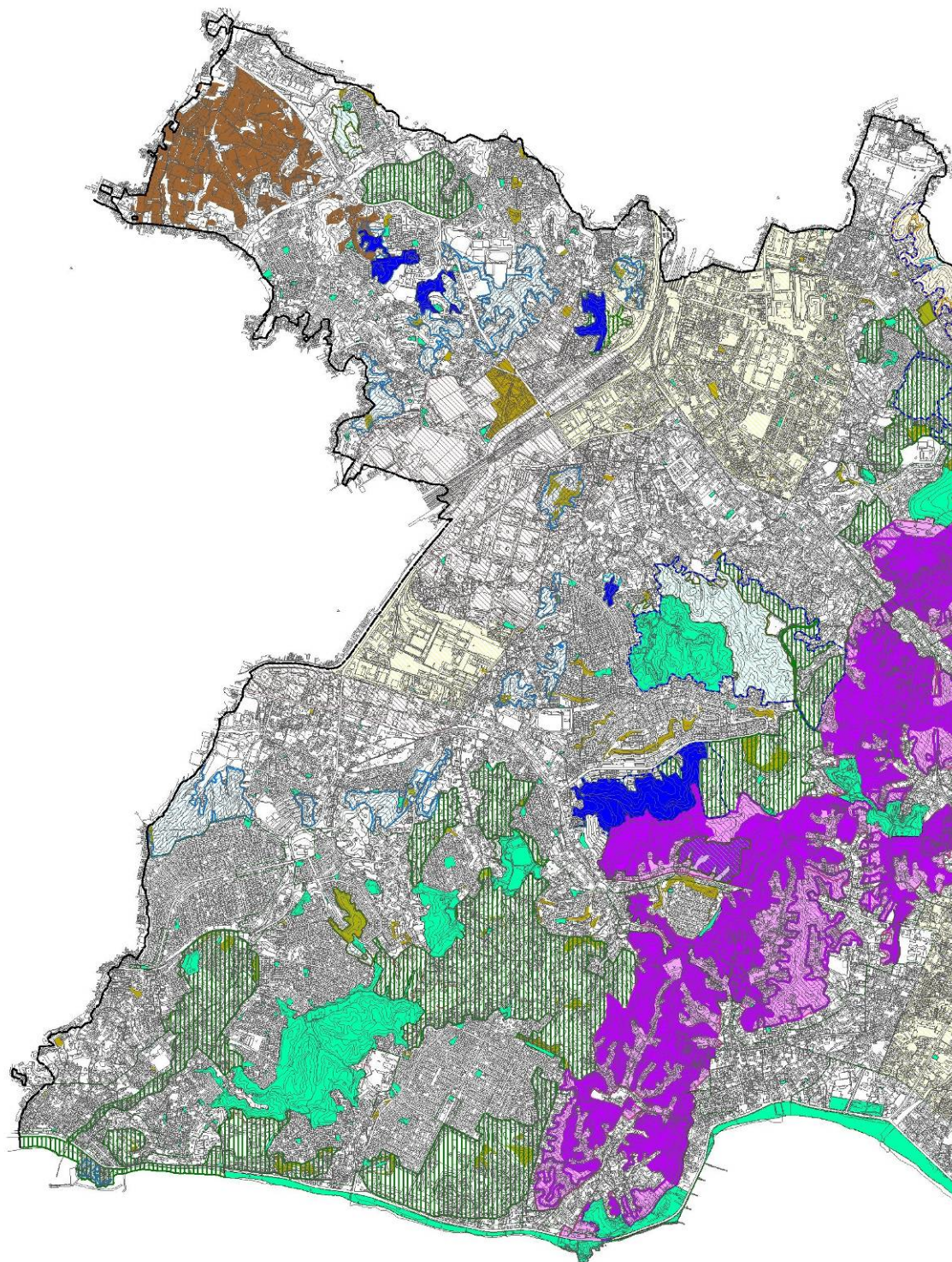
種 別	計画策定時（平成7年）		現況（平成17年）		中間年次（平成27年）		目標年次（平成37年）		
	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	
街区公園	箇所数	162	165	212	215	220	223	220	223
	面積 (ha)	16.0	18.0	19.5	20.4	19.6	20.5	19.6	20.5
	m <sup>2</sup> /人	0.9	1.1	1.1	1.2	1.2	1.3	1.4	1.5
	備考			資料編数値		材木座地区に1箇所(約0.1ha)整備予定、未供用部分の供用開始			
近隣公園	箇所数	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積 (ha)	0	0	0	0	0	0	0	0
	m <sup>2</sup> /人	0	0	0	0	0	0	0	0
	備考								
地区公園	箇所数	1	2	1	2	1	3	1	3
	面積 (ha)	1.9	11.4	1.9	11.4	5.9	18.8	5.9	18.8
	m <sup>2</sup> /人	0.1	0.7	0.1	0.7	0.4	1.2	0.4	1.4
	備考			源氏山公園(9.5ha)調整9.5ha 菅田公園(1.87ha)		菅田公園(6.4ha)調整0.5ha (GIS計測) 関谷公園(2.9ha)調整2.9ha (GIS計測)			
総合公園	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1
	面積 (ha)	5.0	7.0	5.0	7.0	6.7	31.6	6.7	31.6
	m <sup>2</sup> /人	0.3	0.4	0.3	0.4	0.4	2.0	0.5	2.3
	備考			海浜公園(7.0ha)調整2.0		海浜公園(31.60ha)調整24.9ha(推進プログラム)			
運動公園	箇所数	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積 (ha)	0	0	0	0	0	0	0	0
	m <sup>2</sup> /人	0	0	0	0	0	0	0	0
	備考								
基幹公園計	箇所数	164	168	214	218	222	227	222	227
	面積 (ha)	22.9	36.4	26.4	38.8	32.2	70.9	32.2	70.9
	m <sup>2</sup> /人	1.3	2.1	1.6	2.3	2.1	4.5	2.3	5.1
	備考								
風致公園	箇所数	0	1	1	2	5	8	6	9
	面積 (ha)	0	12.9	23.7	36.6	35.5	80.0	53.6	108.1
	m <sup>2</sup> /人	0	0.8	1.4	2.2	2.3	5.1	3.9	7.8
	備考	散在ガ池(12.9ha)調整12.9		鎌倉中央公園(23.7ha)		夫婦池公園(7.7ha)調整7.7ha 六国見山森林公園(6.9ha) 散在ガ池(32.3ha)調整32.3ha 腰越2号緑地(4.0ha) 明月荘公園(3.7ha)調整3.7ha 川喜多公園(1.2ha)調整0.8ha 華頂宮公園(0.5ha)(全GIS)		鎌倉中央公園(51.8ha) ※内拡大区域(28.1ha) (GIS計測)	
歴史公園	箇所数	0	0	0	0	2	3	2	3
	面積 (ha)	0	0	0	0	1.0	15.1	1.0	15.1
	m <sup>2</sup> /人	0	0	0	0	0.1	1.0	0.1	1.1
	備考					永福寺公園(6.7ha)調整6.7ha 北条氏常盤亭公園(7.3ha)調整6.4ha 御谷公園(1.1ha)調整1.0ha(全GIS)			
都市緑地	箇所数	6	6	6	6	6	6	5	5
	面積 (ha)	6.2	6.2	6.2	6.2	6.4	15.4	5.4	14.4
	m <sup>2</sup> /人	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	1.0	0.4	1.0
	備考			資料編数値		浄明寺緑地(13.4ha)調整9.0ha (GIS計測)		△津2-1号緑地を鎌倉広町緑地編入(0.96ha)	
都市林	箇所数			0	0	0	0	1	1
	面積 (ha)			0	0	0	0	45.4	48.1
	m <sup>2</sup> /人			0	0	0	0	3.3	3.5
	備考								
都市公園合計	箇所数	170	175	221	226	235	244	236	245
	面積 (ha)	29.1	55.5	56.3	81.6	75.1	181.4	137.6	256.6
	m <sup>2</sup> /人	1.7	3.2	3.3	4.8	4.8	11.6	9.9	18.5
	備考								
児童遊園等	箇所数	43	46	37	39	37	39	37	39
	面積 (ha)	8.7	8.8	5.8	6.0	5.8	6.0	5.8	6.0
	m <sup>2</sup> /人	0.5	0.5	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	備考			資料編数値					
施設緑地合計	箇所数	213	221	258	265	272	283	273	284
	面積 (ha)	37.8	64.3	62.1	87.6	80.9	187.4	143.4	262.6
	m <sup>2</sup> /人	2.2	3.8	3.7	5.2	5.2	11.9	10.3	18.9
	備考								

※1 目標数値は、おおむねの数値です。1人当たり面積は、人口規模を、平成17年を17.0万人、27年を15.7万人、37年を13.9万人で設定しています。

※2 105頁「表Ⅱ.2.2 施設緑地の整備目標水準」の内、計画策定時の数値（面積69.9ha、1人当たり面積4.1m<sup>2</sup>/人）は「県立フラワーセンター大船植物園」を含んでいるため、この表の数値との違いがあります。

### 3) 実現のための施策方針図

■図II.2.5 実現のための施策方針図（おおむねの位置を示したものです。）



※凡例の都市計画公園・都市公園等には、他に「都市計画緑地」を含みます。

※その他の施設緑地は、「児童遊園」「子どもの広場」「子どもの遊び場」「市の管理する緑地」「青少年広場」「県立フラワーセンター大船植物園」です。

施策方針図・凡例

地域・地区	現況	計画(候補)
歴史的風土特別保存地区(古都6条)		
歴史的風土保存区域(古都4条)		
近郊緑地特別保全地区		
近郊緑地保全区域		
特別緑地保全地区		
緑地保全地域		
都市計画公園・都市公園等		
その他の施設緑地等		
農用地		
緑化地域		
緑化推進重点地区		
風致地区		
自然環境保全地域		
保全配慮地区		
緑地保全推進地区		

